

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 6 月 25 日

申請者 氏名又は名称

アプライ
株式会社 アプライ

住所

〒587-0032 大阪府堺市美原区さつき野東3丁目1-6

代表者氏名

ヌアサミエ
代表取締役 湯 浅 美 栄

電話番号

TEL:072-369-4774

FAX番号

FAX:072-369-4775

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 20 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 6 月 25 日

届出者

氏名又は名称 株式会社アプライ
住 所 大阪府堺市美原区さつき野東三丁目1番6号
代表者氏名 代表取締役 湯浅 美栄

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	アプライ 株式会社アプライ		
住 所	〒587-0062 大阪府堺市美原区太井248-2		
フリガナ 代表者の氏名	ユアサ ミエ 代表取締役 湯浅 美栄		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
本店住所変更	富田林市錦織南 一丁目35番45号	大阪府堺市美原区 さつき野東三丁目1番6号	令和6年5月13日
事業所住所変更	富田林市錦織南 一丁目35番45号	大阪府堺市美原区 太井248-2	令和6年5月13日
電話番号	0721-55-2772	072-369-4774	令和6年5月13日
FAX番号	0721-55-2773	072-369-4775	令和6年5月13日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府堺市美原区さつき野東三丁目1番6号
株式会社アプライ

会社法人等番号	1201-01-063635	
商号	株式会社アプライ	
本店	大阪府富田林市錦織南一丁目35番45号	
	大阪府堺市美原区さつき野東三丁目1番6号	令和6年5月13日移転
		令和6年5月23日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	令和3年5月13日	
目的	1. 給排水・給湯設備工事業 2. 水道施設工事業 3. 管工事業 4. 建築工事業 5. 土木工事業 6. 舗装工事業 7. 消防施設工事業 8. 警備業 9. 前各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 湯浅美栄	
	大阪府堺市美原区さつき野東二丁目15番地2 5 代表取締役 湯浅美栄	

大阪府堺市美原区さつき野東三丁目1番6号
株式会社アプライ

登記記録に関する 事項	設立	令和 3年 5月13日登記
----------------	----	---------------



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 6年 6月17日

大阪法務局富田林支局
登記官

下 田 和 隆 仁



株式会社アプライ

定款

令和3年4月1日作成

令和3年5月13日設立

令和6年4月30日改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社アプライと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水・給湯設備工事業
2. 水道施設工事業
3. 管工事業
4. 建築工事業
5. 土木工事業
6. 舗装工事業
7. 消防施設工事業
8. 警備業
9. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印して提出しなければならない。
その登録の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をするには、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。
② 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 21 条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第 22 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第 23 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(社長及び代表取締役)

第 25 条 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名以上を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

- ② 代表取締役1名を社長とし、会社の業務を執行する。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立の際に発行する株式の数等)

第29条 当会社の設立時発行株式の種類及び数は、普通株式500株とし、その発行価額は、1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第30条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第31条 当会社の第1期の事業年度は、当会社成立の日から令和4年4月30日までとする。

(設立時の取締役及び代表取締役)

第32条 当会社の設立時の取締役及び代表取締役は、次のとおりとする。

記設立時取締役(1名)

湯 浅 美 栄 設立時代表取締役(1

名)

大阪府堺市美原区さつき野東2丁目15番地25

湯 浅 美 栄

(発起人の氏名、住所等)

第33条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割り当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金額は、次のとおりとする。

記

大阪府堺市美原区さつき野東2丁目15番地25

湯 浅 美 栄

割り当てを受ける株式数 500株払い込む金銭の額
金500万円

(法令の準拠)

第34条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社アプライを設立するため、発起人 湯浅 美栄 の定款作成代理人である 司法書士 永田 信彦 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 3 年 4 月 1 日

発 起 人 湯 浅 美 栄

上記発起人の定款作成代理人

司法書士 永田 信彦

原本の写しに相違ないことを
証明します。

令和6年6月25日

株式会社 アプライ
代表取締役 湯浅美栄



臨時株主総会議事録

令和6年4月30日午前10時00分より当会社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数	1名
発行済株式の総数	500株
(自己株式の数 500株)	
議決権を行使できる株主の数	1名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	500個
出席株主数(委任状による者を含む。)	1名
出席株主の議決権の数	500個
出席取締役 湯浅 美栄(議長兼議事録作成者)	
出席監査役 湯浅 美栄	

以上のとおり、総株主の議決権の過半数に相当する株式を有する株主が出席したので、本会は適法に成立した。

よって取締役湯浅美栄は議長席に着き開会を宣しただちに議事に入った。

議案 定款変更の件

議長は、業務の都合上、本店を大阪府堺市に移転したいことを述べ、その理由を説明し、定款3条を次のとおり変更したい旨を述べ、その賛否を問うたところ、満場異議なくこれを承認可決した。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は閉会を宣した。閉会時刻は午前10時30分であった。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成する。

令和6年4月30日

株式会社アプライ臨時株主総会

代表取締役 湯浅 美栄

監査役 湯浅 美栄



証 明 書

次の対象に関する商業登記規則61条2項又は3項の株主は次のとおりであることを証明する。

対 象	株主総会等又は 総株主の同意等の別	株主総会	←株主総会、種類株主総会、株主全員の同意、種類株主全員の同意のいずれかを記載してください。 種類株主総会等の場合は、対象となる種類株式も記載してください。
	上記の年月日	令和 6年 4月 30日	←株主総会等の年月日を記載してください
	上記のうちの議案	全議案	←全議案又は対象となる議案を記載してください。 総株主等の同意を要する場合は、記載不要です。

	氏名又は名称	住所	株式数 (株)	議決権数	議決権数の割合
1	湯浅 美栄	大阪府堺市美原区さつき野東二丁目15-25	500	500	100.0%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
			合計	500	100.0%
			総議決権数	500	

証明書作成年月日	令和6年4月30日
商号	株式会社アプライ
証明書作成者	代表取締役 湯浅美栄

※ 商業登記規則第61条第2項

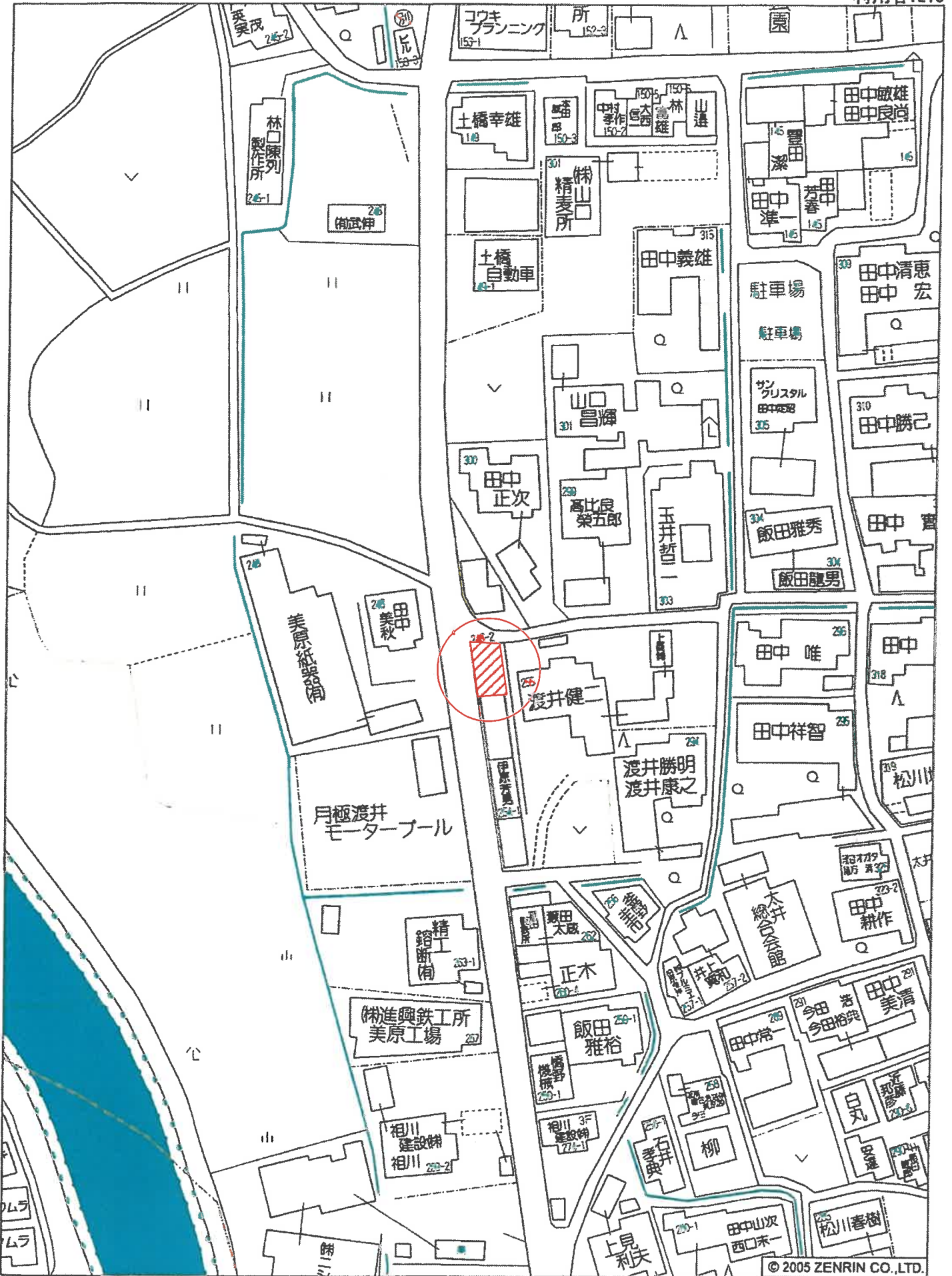
登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、当該各号に定める事項を証する書面を添付しなければならない。

- 一 株主 株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。）及び議決権の数
- 二 種類株主 当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所並びに当該種類株主のそれぞれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式に係る議決権の数

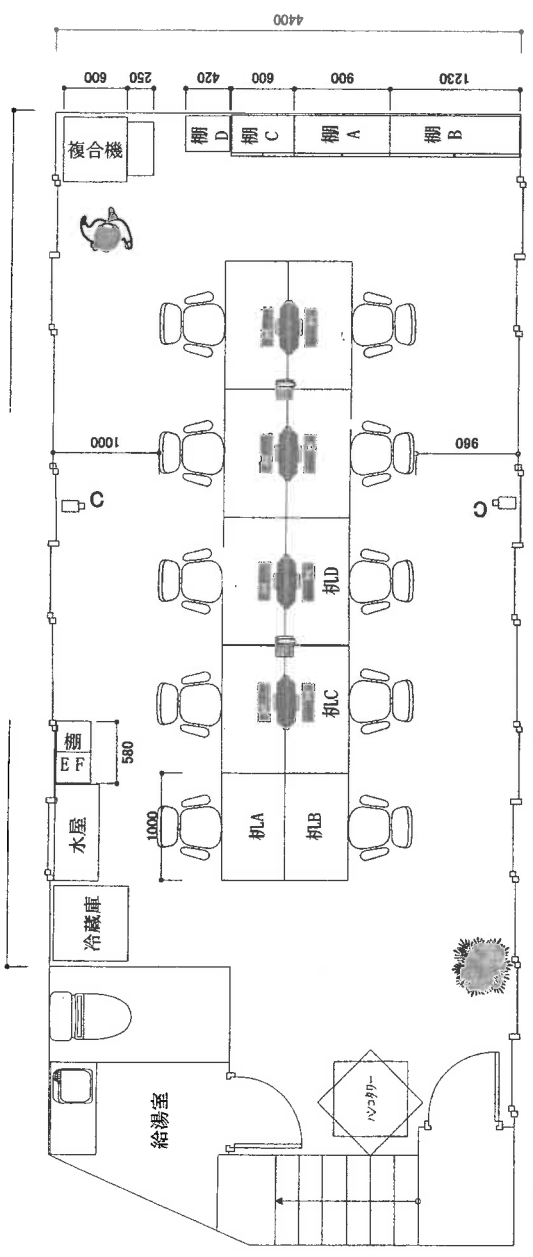
※ 商業登記規則第61条第3項

登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。

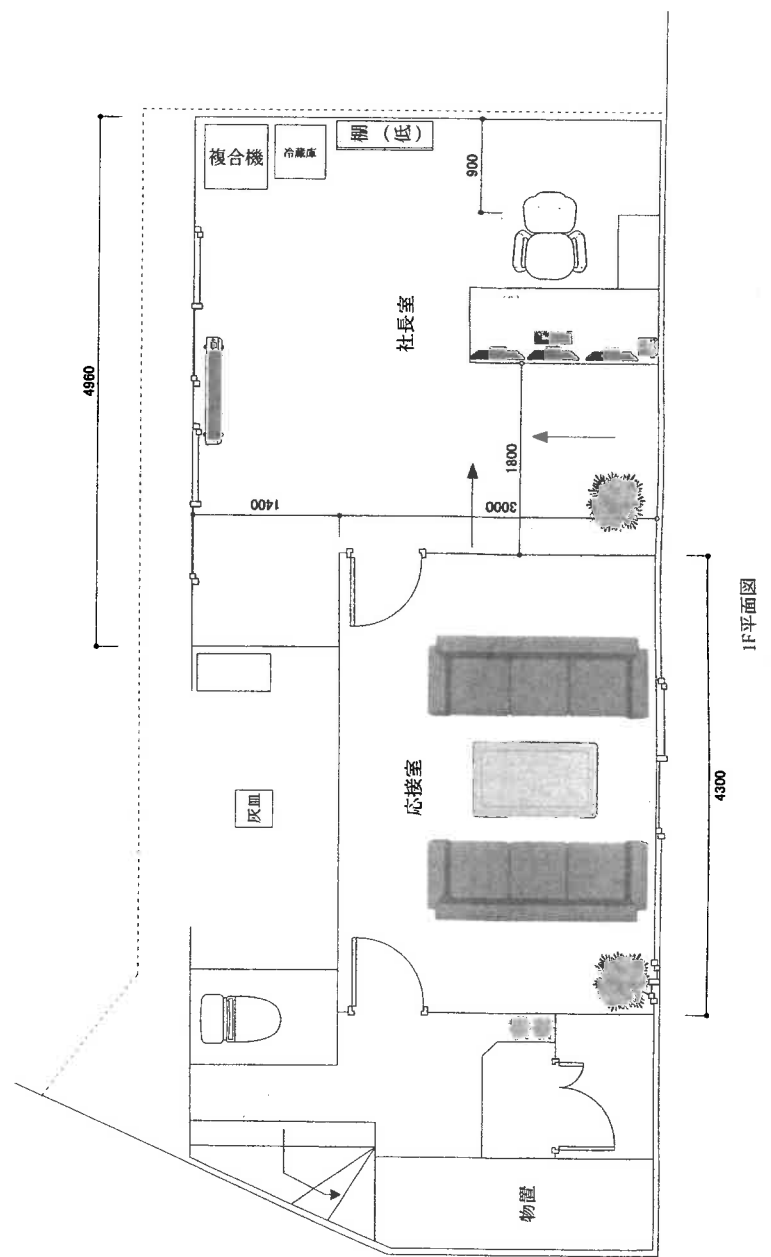
- 一 十名
- 二 その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が三分の二に達するまでの人数



堺市美原町 太井付近



2F平面図



1F平面図

会社外観



会社玄関



看板



資材置き場



オフィス

